



働きやすか 福岡

▼ 休みやすか ▼
10月は"年次有給休暇
取得促進期間"です。

▼ 定時に帰るばい ▼
11月13日(水)は
"県内一斉ノー残業デー"
です。

チャレンジふくおか
「働き方改革推進協議会」は、
国・県・労使が一体となって、
福岡県の働き方改革を
推進するための
取り組みを行っています



厚生労働省 | 福岡労働局 | 労働基準監督署

●お問合せ

福岡労働局雇用環境・均等部企画課 ☎ 092-411-4763

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

写真提供:福岡県観光連盟

年次有給休暇を活用し 働き方・休み方を見直しましょう

Point
1

季節のイベントを楽しむ



大善寺玉垂宮の鬼夜



如意輪寺風 鈴まつり

Point
2

歴史や文化に触れる



博多伝統芸能館



久留米餅

Point
3

福岡の味覚を満喫



明太子



水炊き

Point
4

日々の疲れをリフレッシュ！



朝倉市 野鳥川



脇田温泉

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が広がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい福岡県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。